

## 乳児等通園支援事業一般型（在園児合同/専用室独立型）の認可について

設置者名	社会福祉法人白百合保育園								
名称	白百合こども園（保育所型認定こども園）								
位置	秋田市八橋鰐沼町5番6号								
事業開始予定	令和8年1月1日								
土地状況	面積	1,670.60 m <sup>2</sup>	所有形態	自己所有 賃貸契約	所有者	(福)白百合保育園 石田義弘			
建物状況	建築面積	840.01 m <sup>2</sup>	延床面積	1,445.84 m <sup>2</sup>	構造	鉄骨造陸屋根2階建			
	補助金	—	所有形態	自己所有	所有者	(福)白百合保育園			
概要	利用方法	定期、自由利用の両方実施							
	実施日	月曜日から金曜日							
	実施時間	午前9時00分から午前12時00分まで							
	利用料金	こども一人1時間あたり300円（例外あり）							
	その他料金	(給食費) 300円、(キャンセル料) 150円							
	給食提供の有無	有							
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計		
既存施設	利用定員	25	30	34	37	37	45	208	※左欄は既存施設に付帯する場合のみ記載
	在籍児童数	22	32	26	42	35	43	200	
	事業の定員	2	2	2				6	※左欄は乳児等通園支援事業の利用定員
	上記のうち定期利用							0	
設備	乳児室・ほふく室	1階	82.90 m <sup>2</sup>			0・1歳	人 × 1.65 m <sup>2</sup> =	0.00 m <sup>2</sup> 以上	
	1歳児保育室	1階	162.83 m <sup>2</sup>			0・1歳	59人 × 3.30 m <sup>2</sup> =	194.70 m <sup>2</sup> 以上	
	小計	計	245.73 m <sup>2</sup>			乳児室又はほふく室 194.70 m <sup>2</sup> 以上			
	保育室	1・2階	358.76 m <sup>2</sup>			2歳以上	155人 × 1.98 m <sup>2</sup> =	306.90 m <sup>2</sup> 以上	
	遊戯室	2階	275.00 m <sup>2</sup>			2歳以上	人 × 1.98 m <sup>2</sup> =	0.00 m <sup>2</sup> 以上	
	小計	計	633.76 m <sup>2</sup>			保育室又は遊戯室 306.90 m <sup>2</sup> 以上			
	調理室		有			[要] 食事の提供を行う場合			
	調乳室等		有			[要] 食事の提供を行う場合			
	便所		大：11、小：11、乳1			[要]			
	2階に室設置を防ぐ	避難用設備	非常階段 非常用滑り台			[要] 避難用設備を設けなければならない			
職員	耐火性		耐火建築物			[要] 耐火建築物又は準耐火建築物			
	転落事故防止設備		柵			[要] 転落防止設備を設置			
	保育用具	有	積木、机・椅子、絵本等			保育室等には保育に必要な用具を備えつけること			
	乳児等通園支援事業従事者	保育士	2人	人	0歳	2人 ÷ 3人 =	0.6人		
		研修修了者	0	人	1・2歳	4人 ÷ 6人 =	0.6人	(半数以上は保育士) 計 1人	

全施設	法第34条の15第3項第4号に規定する欠格事由に該当しない	適	誓約書により確認
設備以外の基準  社会福祉法人・学校法人以外のみ	経営に必要な物件が自己所有（国等からの貸与等を受けている）	-	社会福祉法人
	年間事業費の2/12以上を現金で有している	-	社会福祉法人
	過去3年以上損失を計上していない	-	社会福祉法人
	乳児等通園支援事業の経営者が社会的信望を有している	-	社会福祉法人
	実務を担当する幹部職員が、社会福祉事業に関する知識経験を有し、利用者等を加えた運営委員会も設置している（又は経営担当役員に、乳児等通園支援事業の利用者および実務を担当する幹部職員を含んでいる）	-	社会福祉法人
所見	昭和46年に保育所として開設、令和7年には保育所型認定こども園に類型移行し、現在の運営において特段の問題は生じていない。 認可に求められる基準を満たしており、乳児等通園支援事業として認可したい。		